

議事日程(第4号)

令和4年3月11日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第2号 令和4年度国富町一般会計予算について
- 日程第2 議案第3号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第4号 令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第5号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第6号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第6 議案第7号 令和4年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 令和4年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第9号 国富町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 国富町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 国富町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 町道の廃止について
- 日程第17 議案第20号 町道の認定について
- 日程第18 議案第22号 令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第23号 令和3年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第24号 令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて

- 日程第21 議案第25号 令和3年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第26号 令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 同意第1号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第24 発議第1号 国富町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第25 発議第2号 ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議
- 日程第26 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第27 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 令和4年度国富町一般会計予算について
- 日程第2 議案第3号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第4号 令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第5号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第6号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第6 議案第7号 令和4年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 令和4年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第9号 国富町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 国富町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 国富町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 町道の廃止について

- 日程第17 議案第20号 町道の認定について
- 日程第18 議案第22号 令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第23号 令和3年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第24号 令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第25号 令和3年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第26号 令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 同意第1号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第24 発議第1号 国富町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第25 発議第2号 ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議
- 日程第26 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第27 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（13名）

1番 中村 繁樹君	2番 穂寄 満弘君
3番 谷口 勝君	4番 三根 正則君
5番 日高 英敏君	6番 山内 千秋君
7番 武田 幹夫君	8番 近藤 智子君
9番 飯干 富生君	10番 河野 憲次君
11番 緒方 良美君	12番 横山 逸男君
13番 渡邊 静男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中別府尚文君	副町長	……………	横山 秀樹君
教育長	……………	荒木 幸一君	総務課長	……………	重山 康浩君
企画政策課長	……………	大矢 雄二君	財政課長	……………	矢野 一弘君
税務課長	……………	松岡 徳君	町民生活課長	……………	菊池 潤一君
福祉課長	……………	桑畑 武美君	保健介護課長	……………	坂本 透君
農林振興課長	……………	日高 佑二君	農地整備課長	……………	横山 寿彦君
都市建設課長	……………	吉岡 勝則君	上下水道課長	……………	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長	……………				横山 香代君
教育総務課長	……………	児玉 和弘君	社会教育課長	……………	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長	……………				佐土原敏郎君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時30分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会も本日が最終日となります。議員並びに執行部の皆様には、議事の円滑な進行にご協力をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

21世紀の現代において、戦争が発生するとは誰も予測できませんでしたが、2月24日にロシア軍によるウクライナへの侵略戦争が始まりました。

連日、子供を含む多くの民間人の犠牲者が拡大している状況でございます。核大国ロシアの身勝手で一方向的な暴挙を断じて許すことはできません。

また、本日は、東日本大震災、福島原発事故から11年となります。被害者数は、死者1万5,900人、行方不明者2,523人、関連死者3,784人の、計2万2,207人に上り、今でも約3万8,000人の方々が全国各地で避難生活を余儀なくされています。犠牲者のご冥福と被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

このような大災害を風化させることなく、教訓にして、南海トラフ巨大地震等の災害の備えを語り継ぐことが重要と考えます。

さて、予算審査につきましては、総務厚生、文教産業の各常任委員会において慎重に審査いただきました。その内容は、後ほど、両委員長から報告いただきます。

ところで、3月は、卒業や退職など、別れの時期でもございます。

職員におかれましても、税務課の松岡徳課長、学校給食共同調理場の佐土原敏郎所長、農地整

備課の鈴木仁美副主幹の3名の方が、3月31日付で定年退職を迎えられます。

地方公務員として、40年前後の長きにわたり、町民福祉の向上や行政運営の推進役として、ご尽力いただきましたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

60歳は、まだまだ若いです。今後も新しい仕事等に就かれることとは思いますが、第二の人生のスタートでもございます。健康には十分ご留意され、存分に好きなことに打ち込み、実り豊かな人生を送られますようお願いしております。長い間のお勤め、誠にご苦労さまでした。

以上、開会前のご挨拶といたします。

それでは、令和4年第1回定例会の最終日を開会いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第2号

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算について」、日程第2、議案第3号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計予算について」、日程第3、議案第4号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」、日程第4、議案第5号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」、日程第5、議案第6号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について」、日程第6、議案第7号「令和4年度国富町介護保険特別会計予算について」、日程第7、議案第8号「令和4年度国富町水道事業会計予算について」の7件を、一括して議題とします。

これから、各常任委員会の審査報告を求めます。

最初に、総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） それでは、ただいま議題となりました、議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算」のうち、総務厚生常任委員会の所管する部門、議案第5号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第6号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第7号「令和4年度国富町介護保険特別会計予算」の4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、所管する部門における執行部からの説明を受け、現地調査を含めて慎重に審査を行いました。

以下、審査の概要について、議論された事項の中から主なものを簡潔に報告いたします。

初めに、総務課について報告いたします。

まず、令和4年度の新規事業についてただしたところ、行政関係では、個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報ファイル簿システムの導入、選挙関係では、事務の効率化及び合理化のため、当日投票システム及び投票用紙自動交付機を導入するとのことでした。

また、防災関係では、消防団設備整備費補助金31万8,000円を活用し、災害救助用ボートを1艘購入するとのこと、これまでのゴム製ボートではなく、災害時に迅速な対応ができるよう2分割組み立て式のアルミ製ボートの購入を予定しているとのことでした。

次に、非常備消防費の備品購入費3,369万5,000円のうち、消防小型動力ポンプ積載車購入についてただしたところ、令和元年度から更新を行っているが、令和3年度は、車種のモデルチェンジにより年度内の納車が困難となったため、見送ることとなった。これまで購入した積載車とは、外観や仕様が多少変更になるが、消防団活動に十分な機能、装備等を有する積載車を購入する予定とのことでした。

次に、企画政策課について報告いたします。

まず、アフターコロナ新事業展開支援事業費補助金についてただしたところ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う町内小規模事業者の事業回復と事業継続を図るため、新商品開発・新事業展開に対する設備導入及び新たな販路開拓に係る費用の一部を助成するもので、補助対象経費は10万円を超えるものとし、補助率は2分の1、上限額は20万円とのことでした。

次に、くにとみ応援消費プレミアム付商品券発行事業補助金についてただしたところ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町内経済が低迷していることから、宮崎県と連携して30%のプレミアム付商品券発行事業を実施することで、町民の消費喚起を促し、本町経済の回復を図りたいということでした。販売セット数は1万2,500セットで、経済効果額は1億6,250万円になる見込みとのことでした。

次に、移住検討支援業務委託料についてただしたところ、新型コロナウイルス感染症の影響で都市部から地方への関心が高まる中、本町への移住定住の促進を目的とする新規事業で、町内宿泊施設に物件探しや地域情報の提供を委託するとともに宿泊費の一部を支援するとのことでした。

次に、財政課について報告いたします。

まず、公用車として導入した電気自動車の実証実験についてただしたところ、出光興産(株)、日本ユニシス(株)並びに(株)スマートドライブとの連携により、太陽光発電、定置型蓄電池と電気自動車(EV)による再生エネルギーの地産地消プロジェクトのほか、災害時における適

応能力の向上を目指すためのモデル事業で、脱炭素社会の実現に向けたエネルギーコストや環境負荷の低減に加え、経常的経費の削減や公用車の効率的かつ効果的な運用管理を目指した取組であるとのことでした。

次に、建物の老朽化や入居者の高齢化が進む町営住宅の維持管理についてただしたところ、令和2年度に国富町公営住宅等長寿命化計画を改定し、予防保全管理や、長寿命化に資する改善を推進していくため、財政等を考慮した事業計画の見直しを行い、町営住宅等の適正な管理運営のあり方と長寿命化に向けた取組等を整理したところであり、引き続き、社会情勢の変化や国・県の動向等も踏まえ、適宜見直しを行いながら対応していきたいとのことでした。

なお、今後とも入居者の高齢化が進む中にある場合は、町営住宅の集約化や空き住宅を活用した移住定住の推進、また、そのための入居要件の緩和、さらに町営住宅等の効率的な維持管理を図るための民間委託の導入についても検討してもらうよう要望しました。

次に、税務課について報告いたします。

まず、町が実施する空家等対策を推進する上での支援についてただしたところ、今定例会に上程している税条例改正（案）を基に、住宅用地に対する課税標準の特例措置を、家屋撤去後も数年延長する要綱等を整備するとのこと、予算には上がってまいりませんが、空家等対策の推進に向け効果のある取組となるよう要望しました。

また、固定資産土地評価システム業務委託料の増額についてただしたところ、固定資産税の課税は、その適正化や均衡化、公平化を図るために、法に基づく地価調査や調査報告書等作成を実施する必要があり、専門業者へ委託している。固定資産の評価替えについては3年のサイクルで行う中で、2年目においては、「標準宅地鑑定評価業務」を実施する必要があり、令和4年度はその実施年度になるためとのことでした。

次に、保健介護課関係について報告いたします。

まず、一般会計では、母子保健における、栄養強化事業の概要についてただしたところ、低所得世帯で栄養強化が必要と認められた妊産婦・乳児を対象に、牛乳・粉ミルクを支給する事業とのことでした。

また、産後ケア宿泊型事業の概要についてただしたところ、家族等から産後の援助を受けられないなど、特に支援を必要とする母子を対象として、7日間を上限に医療機関に宿泊してもらい、保健指導・授乳指導などを行う事業とのことでした。

次に、国民健康保険事業特別会計では、傷病手当金についてただしたところ、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、休業の間手当を支給するもので、令和2年度から制度を開始している。

支給額は直近の収入等で算定し、令和4年度は年間15人分100万円を計上しているとのこ

とでした。

次に、後期高齢者医療特別会計では、保険料の収納についてただしたところ、予算計上時点での元年度分未納は15件であったが、現時点での未納は4件。不納欠損の時効が2年であり、時効前未納分の徴収が優先的になってしまうことから、令和4年度も引き続き早期の未納徴収と特別徴収への移行推進を徹底していきたいとのことでした。

次に、介護保険特別会計では、認知症予防教室の内容についてただしたところ、令和4年度も認知症の早期対応や早期診断に向けた体制を整えるため、「現役クラブ」と「ここから体操教室」の二つの教室を実施する。「現役クラブ」は、男性を優先とした運動教室で、事前・事後の体力測定や認知症講座及び認知機能の検査を取り入れながら、筋力トレーニングを中心に17回の実施予定である。また、「ここから体操教室」は、認知機能の低下が見られる方や軽度の認知症を患っている方を対象に実施していくもので、認知機能低下を抑制するための体操やモノづくり、当事者家族には交流会を行っていくとのことでした。

次に、福祉課について報告いたします。

まず、敬老バスカード事業委託料261万4,000円及び敬老バスカード交付事務委託料7万2,000円の概要についてただしたところ、高齢者の外出支援として、70歳以上の方が、「敬老バスカード」に登録し、町内バス停留所を起点とした1路線で乗り降りした場合、100円で利用できる事業とその交付に係る事務委託料とのことでした。

次に、遊具施設安全点検手数料の内容についてただしたところ、2年計画で、町内児童遊園21か所の遊具74基について、安全点検を実施するもので、点検結果を踏まえ、今後の対応を検討するとのことでした。

また、子どもセンター増築工事の内容及び児童館の主な修繕料についてただしたところ、新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施するもので、増築工事については、子育て支援の利便性を図り、センター南側に専用のプレハブを設置するものである。修繕料については、4か所全ての施設においてトイレを洋式化し、男子小便器などをセンサー方式に改修するものであるとのことでした。

次に、町民生活課について報告いたします。

まず、戸籍総合システム改修委託料についてただしたところ、マイナンバーを戸籍事務でも活用できるよう、令和2年度から連携作業が行われ、令和4年度に、戸籍届書を役場で受付後、宮崎地方法務局へデータ送信ができるようにシステム改修を行うものとのことでした。

システム改修完了後は、全国の戸籍の検索ができるようになり、町外に戸籍のある方も、国富町役場で証明書の発行ができるようになるとのことでした。

次に、東諸葬祭場改修工事1億3,000万円の財源及び工事期間等についてただしたところ、

財源については、町債の衛生費として1億円を計上し、充当残については、1市2町で負担額を算出した後、宮崎市、綾町に負担金を請求するとのことでした。

また、工事期間については、令和4年度の単年度で改修工事を行い、火葬業務は、工事期間中も休止せずに行うとのことでした。

次に、廃棄物処理委託料についてただしたところ、東諸葬祭場待合ホールで使用されていた備品の処理委託料で、リサイクル等を検討し、できる限り歳出を抑えていきたいとのことでした。

最後に、全会計の収納手数料についてただしたところ、水道会計を除く窓口収納、口座振替、コンビニ収納については、コンビニ収納が増加傾向にあるとのことでした。収納手数料単価は、口座振替がコンビニ収納の約6分の1と安価であるとのこと、便利かつ確実に経費削減になる口座振替納付を更に推進するよう要望しました。

以上が予算審査の概要報告ですが、現地審査も含め、議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算」のうち、本委員会の所管部門に関する事項、議案第5号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第6号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第7号「令和4年度国富町介護保険特別会計予算」についての4件は、それぞれの案件ごとに採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、今回の委員会審査に協力いただきました関係職員に感謝いたします。

令和4年度は引き続き、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策に重点を置かざるを得ない状況であります。

町民のさらなる福祉向上と、安全な日常生活が維持できるよう目配り、気配りを持って全職員一丸となって予算執行に当たっていただくことをお願いいたしまして、総務厚生常任委員長の審査報告といたします。（発言する者あり）

すみません。一部訂正がございまして、読み違いがございました。何点かございますので、5か所を訂正いたします。

まず、3ページの上から4行目ですね。費用の一部を「補助」というところを「助成」と申し上げたものであります。「補助」が正しいということでもあります。

5ページにおきまして、町営住宅の集約化や「空き住戸」を活用したというところを、「空き住宅」と申し上げたようであります。「空き住戸」が正解です。

それから、もう一つありましたがね。同じページの下から3行目ですね。税条例改正（案）を基にということで、その下の家屋除去というところを「撤去」と申し上げたようです。「除去後」が正解であります。

10ページの下から3行目、町債の「衛生費」と言ったようであります。「衛生債」が正しいということで、以上、訂正させていただきます。大変失礼をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 次に、文教産業常任委員会の審査報告を求めます。文教産業常任委員会委員長、山内千秋君。

○文教産業常任委員長（山内 千秋君） ただいま議題となりました議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算」のうち、文教産業常任委員会の所管する部門及び議案第3号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計予算」、議案第4号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算」、議案第8号「令和4年度国富町水道事業会計予算」の4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、所管する部門について執行部からの説明を受け、現地調査を含めて慎重に審査を行いました。

以下、審査の概要について、各課・所別に論議された事項より、主なものについて簡潔に報告いたします。

最初に、教育総務課について報告いたします。

まず、フッ化物洗口事業についてただしたところ、虫歯有病率が高い本町において、将来にわたって健康な歯を保つため、小中学生に対し、集団でフッ化物洗口を実施し、虫歯予防を図ることでした。

今後の保護者への説明会、実施希望調査を経て、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、事業開始を目指したいとのことでした。

次に、本町における学力向上対策についてただしたところ、学校と連携しながら、客観的な指標といえる全国や県の調査問題を分析し、学校ごとの達成目標値を設定している。定着が不十分な内容を補完するために、タブレットを使って児童生徒同士で説明する活動などを取り入れることにより、これからの社会を生き抜くための資質能力の育成を目指しているとのことでした。

次に、木のぬくもりを感じる町づくり推進事業についてただしたところ、国から交付される森林環境譲与税を活用して、小中学校に県産材を使用した柵やテーブル等を整備するとのことでした。

今後は、自然の中で育つ樹木に直接触れる機会を設け、卒業記念としての植林など、林業体験にも取り組んでもらうよう要望しました。

次に、社会教育課について報告いたします。

まず、自治公民館建設補助金についてただしたところ、地区が管理する公民館の維持補修や環境整備に係る経費の一部を補助するものとのことでした。令和4年度予算額は222万1,000円で、八幡公民館の屋根改修、金留公民館の外壁改修、森永公民館の空調設置、そして八代馬場公民館のフェンス設置など4か所を計画しているとのことでした。

次に、図書館システムソフト切替作業についてただしたところ、町立図書館では業務を機能的に運営するために、10万冊を超える蔵書管理や個人が利用する図書の貸出及び返却などの業務を行う図書館管理システム及び多くの書籍の中から効率よく購入することができる図書購入システムを開館時から導入しており、これらのシステムを使用するためのインターネットソフトを、より安全性の高い最新版に切り替えるとのことでした。

次に、学校給食共同調理場について報告いたします。

まず、窓ガラス等清掃委託料の増額についてただしたところ、通常の清掃箇所は窓ガラスや換気扇等であるが、令和4年度は3年ごとの場内の天井の清掃を行うためとのことでした。

次に、学校給食配送業務委託料について、配送車の運転手の配置についてただしたところ、配送車2台に対し、5名の運転手を確保しており、緊急時には調理場とスムーズな連絡が取れるように努めているとのことでした。

次に、学校給食会補助金の増額についてただしたところ、現在の調理員は、終日勤務10名、半日勤務1名の11名であるが、令和4年度には、アレルギー食の対応等が必要であることから、全て終日勤務の11名体制として、調理作業での安全性の向上を図っていききたいとのことでした。

次に、農林振興課について報告いたします。

まず、「畜産競争力強化整備事業費補助金」についてただしたところ、肉用牛繁殖施設については、牛舎、堆肥舎、管理棟の建築及び繁殖牛の導入を計画している。

肉用鶏ブロイラー施設については、2haの用地に15万羽規模の施設を計画しているとのことでした。

施設整備後は、地域環境が大きく変化することが想定されることから、事前に近隣地区を含め住民の理解を得るよう要望しました。

次に、「竹林整備促進モデル実証事業費補助金」及び「竹林整備促進事業整備購入費」についてただしたところ、いずれも森林環境譲与税を活用して実施する事業で、近年、特用林産物の減産により竹林の荒廃が増加傾向にあることから、間伐材による再整備を実施するとともに、間伐材の利活用・商品化に向け、地元企業と連携し、実証研究を行うこととしている。

備品購入については、不要な竹を処理する粉碎機や竹畑化に必要な、かん水装置等を導入し、事業主体へ貸し出すことで、モデル事業に役立てるものであるとのことでした。

次に、「スマート農業推進事業費補助金」についてただしたところ、先端技術を活用した機械・機器の普及を図り、農作物の効率化や負担軽減につながるもので、ドローンやトラクターなどに取り付ける自動操舵装置、自走やリモコン式の草刈り機等の機械・機器の導入に対し、補助率3分の1以内、100万円を上限として支援するものであるとのことでした。

次に、農地整備課について報告いたします。

初めに、一般会計について報告いたします。

まず、多面的機能支払交付金事業についてただしたところ、本事業は、農業・農村の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるために、農地・農業用施設の基礎的な保全活動を支援する農地維持支払交付金と、地域住民を含めた活動の推進のため景観形成等を図る共同活動や、老朽化が進む水路等の補修や更新を行う施設の長寿命化のための活動に対し、それぞれ交付される資源向上支払交付金があり、18組織の活動を予定しているとのことでした。

次に、農業用施設状況評価業務委託料の内容についてただしたところ、防災工事の必要性について判断に資するため、専門技術者が池の堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について現地で計測等を行い、その結果に基づき、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価するもので、町内11か所の防災重点農業用ため池のうち、現在整備中の4池を除く7池、中別府溜池、一丁田溜池、修理ヶ迫溜池、木ノ峰上・下溜池、渡内溜池、大谷下溜池において、ため池劣化状況評価を委託するものであるとのことでした。

次に、綾川雑用水管理事業特別会計について報告します。

雑用水水利権更新業務委託についてただしたところ、綾川雑用水管理事業は、綾北川から河川法による許可水利権を取得し給水している。水利権の許可期間は10年間となっており、令和5年3月で許可期限を迎えるため、今回の更新の詳細調査を委託するとのことでした。なお、財源は、雑用水管理基金からの繰入により実施するとのことでした。

次に、都市建設課について報告いたします。

まず、空家等対策審議会についてただしたところ、国富町空家等対策計画の変更や空家等の適正な管理及び利活用に関する事項、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の認定及び措置などについて必要な事項の協議を行うもので、地域住民代表、町議会議員及び司法書士、土地家屋調査士、不動産業者、建設業者、建築士等の専門的な知識を有する学識経験者など10人以内で構成され、町長の諮問に応じて開催するものであるとのことでした。

次に、危険空家等解体事業費補助金100万円についてただしたところ、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険又は危険となるおそれのある空家等の解体に対する補助金であり、住宅としての建築物を補助対象とするとのことでした。

また、建築士の資格を有する職員が、不良度の判定基準に基づき、構造の設備の破損や腐食の程度を調査した上で、町が判定するとのことでした。

今後、補助対象の物件や補助対象者、補助金の交付申請に係る手続等を補助金交付要綱に定めるとのことで、地域住民の生命・財産の保護と生活環境の保全を図る制度となるよう要望しました。

最後に、上下水道課について報告いたします。

初めに、公共下水道事業特別会計予算について報告いたします。

まず、浄化センター維持管理委託料の増額についてただしたところ、技術力の確保、ライフサイクルコストの削減を図るため、浄化センターに係る現段階で委託可能な業務を包括的に取り組むことで増加した。将来的には、浄化センターに係る全ての維持管理について、包括的な委託も検討していくとのことでした。

次に、工事請負費のうち機械及び装置更新工事についてただしたところ、曝気装置更新工事、マンホールポンプ更新工事などを予定しており、中でも13基のうち耐用年数を迎えた2基を更新するもので、残りの11基についても、年次的に実施していくとのことでした。

次に、水道事業会計予算について報告いたします。

令和4年度布設替工事予定箇所についてただしたところ、令和2年度から継続中の嵐田地区配水管布設替工事、平原地区の住宅団地造成計画に伴う配水管布設替工事ほか計5本の工事を予定しているとのことでした。計画的な布設替により、本町水道事業の最重要課題である有収率向上に努めてもらうよう要望いたしました。

以上、各課・所別の審査概要の主な事項について報告いたしました。

3月8日に討論、採決の結果、議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算」のうち、文教カガク常任委員会の所管部門及び議案第3号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計予算」、議案第4号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算」、議案第8号「令和4年度国富町水道事業会計予算」については、全会一致で、それぞれ可決いたしました。

最後に、本委員会の審査に当たり、ご協力いただきました関係各課の職員の皆様にお礼を申し上げます。

依然として財政が厳しいことには変わりありませんが、最小の経費で最大の効果が上がるよう、町民福祉向上のため、職員の皆さんのなお一層のご努力をお願い申し上げ、文教産業常任委員会の所管についての審査報告といたします。（発言する者あり）

それでは、読み違いがありました。

6ページの上から2行目、竹林整備促進事業「整備購入費」と言いましたが、「備品購入費」。それから下から7行目の「農作業」を「農作物」と読みました。

8ページの下から4行目、「更新の中」が抜けました。

11ページの下から4行目、「文教産業」を「文教カガク」と読んだそうです。

以上、訂正します。

すみません。6ページの上から5行目の「間伐等」を「間伐材」と読んだそうです。

9ページの下から3行目、構造「や」を「の」で読んだそうです。

以上、読み違いを正します。

○議長（渡邊 静男君） これから委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 次に原案の賛成者の発言を許します。河野憲次議員。

○議員（10番 河野 憲次君） 飯干・山内両委員長におかれましては、長時間にわたり、報告書の説明、お疲れさまでございました。

それでは、議案に対する賛成討論をする前に、先ほど議長からもありましたが、この場を借りまして、3月31日に退職される松岡税務課長、佐土原学校給食共同調理場所長、農地整備課、鈴木仁美副主幹には、奉職され、42年にわたり町民の公僕としての使命感をもとに勤務され、現在のすばらしい国富町に尽力されたことは、議長をはじめとする議員各位も同じ気持ちであると思います。

今後も健康に留意され、自主・自立を目指す国富の将来のため、さらなるご指導、ご鞭撻を切にお願いし、ここに感謝の意を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算について」、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、予算規模を見ると、92億9,800万円で、前年度と比較してみると、5億1,300万円の増額で、5.8%の伸び率となっております。

その財源の内容は、依存財源が64.8%で、主なものは地方交付税24.8%、県支出金28.8%、自主財源が35.2%で、32億6,412万円で、65.21%を町税が占めていることを確認したところであります。

この財源を基に、町長の基本理念であります未来に希望のもてるまちづくりにどのように取り組まれているかを見てみますと、心豊かでいきいきと輝く人づくり事業について65の事業、安心して健やかに暮らせるまちづくりに99の事業、暮らしを潤す活力ある産業づくりに102の事業、自然と共生する安全で快適な暮らしづくりに75の事業、みんなが主役で地域の力がみなぎる国富づくりに34の事業、375の事業に対して81億2,800万円の予算編成となっていることを確認したところであります。

この375事業の中で、私が注目した事業について述べてみますと、本年度も町長の所信の最重点対策として、人口減少に取り組む移住・定住対策で、実を射た事業であり、いち早く取り組んだのは、県内26市町のうち、本町と綾町と聞いております。今後も期待するものであり

ます。

次に、特定教育保育施設保護者負担の軽減に8億9,237万5,000円、結核検診・総合検診・がん検診事業に8,917万8,000円、畜産競争力強化事業補助金に3億8,882万1,000円、新規事業では、敬老バスカード事業委託料261万4,000円、スマート農業推進事業費補助金に500万円、木のぬくもりを感じるまちづくり事業に250万円など、23の事業が予算化されております。

また、新型コロナウイルスについては、令和3年12月時点で著しく減少化し、沈静化したかに思われましたが、新たにオミクロン株となり、本町においても本日現在389人と感染者となっており、さらにオミクロンの派生型BA-2が、4月には80%前後に変わると報道されており、今後の状況を心配するところであります。

急激な発生状況が心配される際には、今回も上程されている承認第1号の専決処分と同様、他の市町村に遅れることのないよう、町長の英断を期待するところであります。

このような状況において、当初92億9,800万円の予算の中で、さきに申し上げた375事業を実施される計画であることを確認し、期待するところであります。

今日の報道は、2月24日に、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻で、このことは、思想は違っても平和を願うものであり、3月2日の国連総会緊急特別会合でロシア非難が決議されたが、35か国が棄権したとのこと。しかしながら人々は平和的な解決を願っていることと思えます。

最後に、ある新聞に新型コロナウイルスに関連する記事があり、和泉式部に薬師如来が変化したとされる次のような内容で、「村雨はただひと時のものぞかし、己が蓑笠そこにぬぎおけ」という伝説で、コロナ自粛で気分がめいったときは、ぜひ法華岳薬師寺を訪ねてほしいとの記事を紹介し、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡邊 静男君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて討論を終結します。

ここで暫時休憩といたします。次の開会を10時40分といたします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これから、議案第2号から議案第8号までの7件について、それぞれ採決を行います。

お諮りします。議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算について」の委員長報告は、原案

を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第2号「令和4年度国富町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第3号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第3号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第4号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第4号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第5号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第5号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第6号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第6号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第7号「令和4年度国富町介護保険特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 举手全員と認めます。したがいまして、議案第7号「令和4年度国富町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第8号「令和4年度国富町水道事業会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議長（渡邊 静男君） 举手全員と認めます。したがいまして、議案第8号「令和4年度国富町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号

○議長（渡邊 静男君） 日程第8、議案第9号「国富町男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号「国富町男女共同参画推進条例の制定について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議長（渡邊 静男君） 举手全員と認めます。したがいまして、議案第9号「国富町男女共同参画推進条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第10号

○議長（渡邊 静男君） 日程第9、議案第10号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第10号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第11号

○議長（渡邊 静男君） 日程第10、議案第11号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第11号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号

○議長（渡邊 静男君） 日程第11、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第13号

○議長（渡邊 静男君） 日程第12、議案第13号「国富町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号「国富町税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第13号「国富町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第14号

○議長（渡邊 静男君） 日程第13、議案第14号「国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号「国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第14号「国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第15号

○議長（渡邊 静男君） 日程第14、議案第15号「国富町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号「国富町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第15号「国富町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第16号

○議長（渡邊 静男君） 日程第15、議案第16号「国富町空家等対策の推進に関する条例の制定について」を議題とします。

これから、質疑を許します。武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 37ページ、第12条の町長はとかずっと書いてありますが、一番下の最小限度の措置を取ることができるということでありますが、この最小限度の措置とい

うのはどのあたりを指すのでしょうか。教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 条例第12条の規定は、危険な状態が切迫し、緊急に周辺住民や通行人の安全を確保する必要がある場合などに行います必要最小限度の措置で、具体的には、飛散防止のためのバリケードやシートの設置、落下防止ネットの設置、倒木の可能性のある樹木をロープで縛る等の軽易な行為を想定をしております。

以上、お答えとします。

○議長（渡邊 静男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終結します。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号「国富町空家等対策の推進に関する条例の制定について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第16号「国富町空家等対策の推進に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第19号

○議長（渡邊 静男君） 日程第16、議案第19号「町道の廃止について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号「町道の廃止について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第19号「町道の廃止に

ついて」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第20号

○議長（渡邊 静男君） 日程第17、議案第20号「町道の認定について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号「町道の認定について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第20号「町道の認定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第22号

○議長（渡邊 静男君） 日程第18、議案第22号「令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号「令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第22号「令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第23号

○議長（渡邊 静男君） 日程第19、議案第23号「令和3年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号「令和3年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第23号「令和3年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第24号

○議長（渡邊 静男君） 日程第20、議案第24号「令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号「令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第24号「令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第25号

○議長（渡邊 静男君） 日程第21、議案第25号「令和3年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号「令和3年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第25号「令和3年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第26号

○議長（渡邊 静男君） 日程第22、議案第26号「令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号「令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第26号「令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 同意第1号

○議長（渡邊 静男君） 日程第23、同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

質疑の前に、山口監査委員の退席を求めます。

〔山口孝監査委員 退場〕

○議長（渡邊 静男君） これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

ここで、山口監査委員の着席を求めます。

〔山口孝監査委員 入場〕

日程第24. 発議第1号

○議長（渡邊 静男君） 日程第24、発議第1号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、緒方良美君。

○議会運営委員長（緒方 良美君君） ただいま議題となりました、発議第1号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。

本案につきましては、令和3年2月に「標準」町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、欠席事由等の明文化及び請願に係る押印規定の見直し等を行うため、規則の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を明記するとともに、出産のために欠席できる産前・産後の期間を

明確にするもの。

また、議会への請願手続で、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるもの。

さらに、「標準」町村議会会議規則に規定されている「議事日程のない会議の通知」と「代理弁明」の条項を追加するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） これから、質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、発議第1号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 発議第2号

○議長（渡邊 静男君） 日程第25、発議第2号「ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、緒方良美君。

○議会運営委員長（緒方 良美君君） ただいま議題となりました、発議第2号「ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」について、ご説明をいたします。

本案については、3月9日の議会運営委員会において慎重に検討した結果、全会一致で決議を決定した次第であります。

以下、決議の原案を読み上げて、提案理由といたします。

ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）。

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われる中、ロシアは2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。

今も、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世

界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。

よって、本町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちにすべての軍隊を完全撤退させること、及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について、万全を尽くされるよう強く要請する。

以上決議する。令和4年3月11日、国富町議会。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（渡邊 静男君） これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号「ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、発議第2号「ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第26．総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第26、「総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について」は、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員会委員長の

申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第27. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第27、「文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について」は、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたのでお諮りします。

申し出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、文教産業常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第28. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第28、「議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について」は、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をしました申出書のとおり、委員長から申し出がありましたのでお諮りします。

申し出のありました、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例等）に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議会運営委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、令和4年国富町議会第1回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前11時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月11日

議 長 渡邊 静男

副 議 長 横山 逸男

署名議員 日高 英敏

署名議員 武田 幹夫

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員